

白河院と和歌

——後拾遺集の撰集下命をめぐって——

橋 本 不 美 男

この言のは、よのすゑまでのこり、いまをむかしにくらべて、後のけふをきかんひと、あまのたくなはくりかへし、しのぶの草のしのばざらめや
——延喜七年 大井河行幸和歌序

一、

後拾遺和歌集の巻六、冬部第三首目三七に

承保三年十月、今上みかりのついでに、大井河にみゆきせさせ給ふに、よませ給へる

大井川ふるきながれを尋ねきて嵐のやまの紅葉をぞ見る

の白河院の御製がある。扶桑略記第三によると

(承保三年) ○十月十二日乙未、関白左大臣引率公卿、向大井河、

令点定行幸頓宮、○廿四日丁未、行幸大井河、御鷹追遙也、公卿侍

臣等皆以供奉、右大臣源朝臣師房述和歌序、出居式部卿敦賢親王参

於御船、列大臣座之上、但馬守源高房於桂河梅津辺作御在処矣、

とあり、旬日以上前に、関白左大臣師房が公卿を率ゐて下検分に出向してゐる。十二日夜殿上で催された管絃御遊御遊抄は、この準備完了を慰楽するためのものであらう。これらによると、この大井河行幸は、相当地前から企画・準備された、大がかりな遊覧行事であつたと思はれる。しかも後拾遺集にみられる白河院御製には「大井川ふるきながれを尋ねきて」とある。この発想意識は尋常でないと思はれる。

この承保三年七六十月の大井河行幸和歌は、後拾遺集にみられる院御製一首のみではない。いま列記すると

新勅撰和歌集巻七 賀 四七九・四八〇

承保三年大井河に行幸の日よみ侍りける

大井川ふるき御幸の流にてとなせの水も今日ぞすみける
大宮右大臣(後家、当時権大納言民部卿)

前中納言伊房(当時参議左大井)

おほ井川けふの御幸の験にや千代に一たびすみ渡るらむ

続後撰和歌集巻二十 賀 一三四六・一三五四

承保三年大井川に行幸の日内よりめされける歌 弁乳母

うつろはで久しかるべき匂ひかな盛に見ゆるしら菊の花

承保三年十月大井川に行幸の日、序奉りて

土御門右大臣(師房、當時右大臣)

大井川常より異にみゆる哉君が御幸を待つにぞ有りける

続古今和歌集卷二十 賀 一九〇三

承保二年二月大井河の行幸につかうまつりてよみ侍りける

前中納言匡房(當時東宮學士美作守)

大井河千世に一度すむ水のけふの御幸にあひにけるかな

新千載和歌集卷六 冬 六二三

承保三年十月大井河の逍遙につかうまつりて詠みて奉りける

大納言経信(當時樞中納言)

いにしへの跡を尋ねて大井河紅葉の御舟ふなよそひせり

新拾遺和歌集卷五 秋下 五四一 卷六 冬 五八七 賀七〇九

承保三年大井河に行幸の日詠める 大納言公実(當時左中將)

水の綾を唐紅に織りかけて今日の行幸に逢へるもみぢ葉

承保三年大井河に行幸の日詠める 中納言祐家(當時樞中納言)

大井川今日の行幸にもみぢ葉も流久しきゐせきにぞ見る

承保三年大井川に行幸の日詠める 式部卿敦賢親王

大井川みかさや増る亀山の千世のかげ見る行幸と思へば

五集にわたり九首後拾遺集を入れと六集一〇首の多くが入集してゐる。そのうち続古

今集匡房の詠は、詞書に「承保二年二月大井河行幸」とあるが江帥集詞并かは、他に類例の歌はなく、また諸記録にも二年二月の大井河行幸の事實は記載されてゐないので、一応承保三年十月のものと考へて置きた

い。
以上九首のうち、俊家の「大井川ふるき御幸の流にて」、経信の「いにしへの跡を尋ねて大井河」等は、あきらかに後拾遺集の白河院御製の発想と同一基盤にたつ意識であると思はれる。しかしながら、前年九月には左大臣師実の主催による大井河紅葉逍遙もあり、主として秋季の、公卿殿上人による大井河の川逍遙・紅葉逍遙はその例が多い。この時点を中心とした頃をみても、経衡集・江帥集・大納言経信集等に数次にわたるその詠が収められてゐる。とすれば、「いにしへの跡」とは大井河行幸(御幸)を意味するものと思はれる。

二、

こゝろみに、大井河行幸(御幸)の例を、諸資料により調査してみると、次の事例が知られる。

1。(延喜七年九〇七月)九月十日甲申、法皇召文人、賦眺望九詠之詩 日本紀略(宇多)

。あはれわがきみの御代、なが月のこゝぬかと昨日いひて……はるの梅津より御ふねよそひて……大めの河べに行幸したまへれば……

大井河行(忠岑集 えんぎ七ねん、ていしのみかど)
幸和歌序(の御時、みゆきせさせたまひしわかのかぞ)

。(延喜七年九月)十一日乙酉……其日天皇幸大堰河、 日本紀略(醍醐)

。重陽後朝太上法皇幸大堰河、戸名瀬以眺望、又今上幸河辺、即有勅(全多)
喚漁渚好事者、各献秋思和語六十三首、應製并序 内膳典膳正六位上(慶應)

紀朝臣貫之上
大井河行幸
和歌考証

。古今集九一九貫之 拾遺集四五五貫之 (統古今集一六六九伊衡 新拾遺一六七〇是則)

集一六七貫之 躬恒集 是則集 頼基集 忠岑集 大和物語九九段 大鏡八

(古今著聞集遊覽) 等

2 (延長四年九二) 十月十日法皇幸大井河、有詠歌事、(宇多)

日本紀略 (貞信公記 大鏡裏書)

3 (延長四年十月) 十三日定西河行幸事、(醍醐)

貞信公記

。 (延長四年十月) 十九日、行幸大井河、御舟泛河、法皇相共御之、(宇多)

(飛明親王) 十皇子奏舞…… 貞信公記 (日本紀略・扶桑略記・西宮記・大鏡裏書・教訓抄)

4 (天曆元七四年閏七月) 廿二日甲戌、今日上皇幸大井河、(朱雀) 日本紀略

5 (天曆三年七月) 廿一日壬戌、上皇幸西河、(朱雀) 日本紀略

6 (永觀三年九八三月) 十六日庚申……次參院、御々車覽西山花……(日融上皇)

先覽大井、於河辺御々馬、覽寺々……次御円融寺、於此処各執盃、

誦和歌、晚景帰御、 小右記

7 (寛和二年九八十月) 十日乙巳、円融法皇遊幸大井河、賦詩詠歌、(兼家)

題云、飢水辺紅葉、撰政以下多以履從、 日本紀略 (扶桑略記)

。 円融院大井川逍遙之時、御々舟、到給都那瀬、管絃詩歌各異其舟、
寛和二年十月十四日

公任乘三舟支度也、先乘和歌船云々、又撰政召管絃船……

古事談一 (百鍊抄・時中卿横笛譜裏書・統古事談・西行談抄・教訓抄・十訓抄・古今著聞集等)

以上の七例が見うけられ、寛和以後は大井河行幸 (御幸) の事は絶えて
なかつた。

すなはち、承保三年七六〇十月の大井河行幸は、ほゞ一世紀にわたつて

断絶してゐた旧儀を復活したことになる。これについて今鏡二のみならず、

承保三年十月廿四日、をほひ川にみゆきさせ給て、嵯峨野にあそ

ばせ給、みかりなんどさせ給ふ、そのたびの御歌

をほひ川ふるきながれをたづねきてあらしの山のみちをぞみる

などよませ給へる、昔の心地していとやさしくをはしましき

と感想を述べてゐるが、諸本によつては「昔」の傍注に「延喜」と注し

てゐるものもある。この白河院のいふ「ふるきながれ」が、今鏡一本注

のやうに「延喜」を指すのか、また漠然と宇多院より円融院にいたる大

井河行幸 (御幸) の旧例を示してゐるのかの区分は重要であると思はれ

る。この点を承保三年の大井河行幸に立戻つて追求してみよう。

三、

前述した如く、扶桑略記には「右大臣源朝臣師房述和歌序」とあり、

この事実と序の一部は百鍊抄・古事談・十訓抄等にも記され、後世著名

の事実であつたことが知られる。幸ひにして本朝統文粹卷十の

初冬履従行幸、遊覧大井河、應製和歌一首並序

従一位行右大臣兼左近衛大将皇太弟傳臣源朝臣師房上

と題する序が、承保三年十月大井河行幸和歌序に該当し、その全文が収

載されてゐる。いまその要を抜くと(一)内は筆者の注

金商告謝、玄陰肇来……聖上当令節之蕭索、訪佳境之幽深、命関白

左丞相曰、伝聞、天下勝地者、莫過大井河、城中名区者、未若嵯峨

野、暫乘一朝之余暇、欲專四面之眺臨、雖有前鑒(前參照)、奈荒案何、勅命

未畢、臣応如先、黄軒洞庭之遊、夏后會稽之會、皆載典章、誰言荒

案、請占行宮於山辺、轡方舟於河上、今日良宴、蓋在斯也……境近都

城、故無車馬費、路經山野、故有雉兔之遊……各相語曰、瑤地周穆

之昔、策駿馬而無所休、汾河漢武之秋、携佳人以不能忘、豈如我君

高追延長之旧則、重開承保之新儀、如臣者、忝蒙明詔、慙抽鄙懷……

とある。これによると、大井河行幸は白河院の発意にかかり、右大臣師

房が中国の天子巡行の故事にならつて勧奨し、実現したことが判明す

る。更に注目すべきは、穆王・武帝の遊行と比較して、この大井河行幸

の価値を高揚し「高く延長の旧則を追ひ、重ねて承保の新儀を開く」と

揚言してゐることである。

延長の旧則とは、かつての大井河行幸のことを意味するものと思はれ

る。事実、前述したごとく、延長四年十月十日には宇多法皇の、同月十

九日には醍醐天皇・宇多法皇御同列の大井河行幸がある。が果してこの

年次のものを意味するのであらうか。

語りつき書きつがれた文献の数から云つても、これ以前の大井河行幸

のうち、最も著名であつたものは、延喜七年と寛和二年とのそれであつ

たらう。とくに延喜七年九月の宇多法皇・醍醐天皇のそれは、大和物語

に「大の行幸といふ事始め給ひける」とあるやうに、大井河行幸の嚆

矢であり、かつは古今集以下の入集、諸説話をみても、文学史的価値の

大きかつたことも知られる。ところが、この催しは、年次の明記されて

ゐる文献は少く、日本紀略を除き、鎌倉初期以前に成立したと思はれる

資料に記載された年次を見ると、

古今和歌集目錄 凡河内躬恒五十五首

延喜四年大井河行幸和歌署所注、散位凡河内躬恒、件日題九……

顯昭古今集註十七 詞云、法王西川ニオハシマシタリケルヒ、ツルス

ニタテリトイフコトヲダイニテ……清輔云、此御幸如貫之仮名序

云、延喜七年九月十日也、法皇主上相共臨幸云々、件九詠和歌ニ有

忠峯仮名序、両人之条不審、若擬作歟、又如大井行幸、左近陣記者

延長四年十月十九日也、相違之条不審、但件記無和歌事、若大井行

幸有両度歟、但如皇代記者一度也、顯昭云、帝王系図云、延長四年

十月十九日今上与法皇行幸大井河云々、又貫之仮名序ニ……

古今著聞集卷十四 遊覽 亭子院の御時、昌泰元年九月十一日大井川に行幸

ありて、紀貫之和歌の仮名序をかけり……(序略)……此行幸の年紀并

歌仙等のことかた／＼おぼつかなし、こまかに尋てしるべし

等である。これらを見ると、中古末期においては、古今集・拾遺集、も

しくは大和物語・諸家集等により、初度大井河行(御)幸の事實は知

り、また貫之の和歌序、貫之・躬恒・忠岑・是則・伊衡等の九詠和歌の

存在は著名ながらも、それを延喜七年九月とは知らなかつたらしい。

かへつて、顯昭古今集註によれば、左近陣記・皇代記・帝王系図等により、この行幸を延長四年十月十九日のそれに比定してゐたらしいと思はれる。仲実の古今集目録「延喜四年大井河行幸和歌」の記載が、時点設定の流動を示してゐよう。従つて、源師房の承保三年十月大井河行幸和歌序の記載「延長之旧則」とは、延喜七年九月の大井河行幸をさし、その規模・発想を基底としての表現であるとみて誤りなからう。

四、

師房の序にいふ「延長之旧則」が、前述の如く延喜七年のそれをさすとすれば、「承保之新儀」とは、延喜行幸と比較して、発想・規模両面における新儀であらうと思はれる。まづ延喜以来の大井河行（御）幸の、外面にあらはれる規模についてたどつてみよう。

- | | | | | |
|--------------|--------------|---------|----------------|-------|
| 1 延喜七年九月十一日 | 宇多法皇
醍醐天皇 | 梅津より乗船 | 眺望九詠 | 貫之仮名序 |
| 2 延長四年十月十日 | 宇多法皇 | | 有詠歌事 | |
| 3 延長四年十月十九日 | 醍醐天皇
宇多法皇 | 御舟泛河 | 管絃舞案 | |
| 4 天曆元年閏七月廿二日 | 朱雀上皇 | | （不明） | |
| 5 天曆三年七月廿一日 | 朱雀上皇 | | （不明） | |
| 6 永観三年三月十六日 | 円融上皇 | 馬、西山花道遙 | 於円融寺誦和歌 | |
| 7 寛和二年十月十日 | 円融法皇 | 三舟之設 | 詩・歌・管絃（題詠水辺紅葉） | |

以上を通観すると、6を除くと、すべて中秋から初冬にかけての紅葉道遙である。1の延喜七年九月は、日本紀略によると十日は「召文人、賦

眺望九詠之詩」とあり、詩筵を思はせるが、現存資料では詩は残つてゐない。しかし、前日の九日には、内裏において重陽節会に詩宴が行はれてゐるし（日本紀略、眞信公記）、貫之の仮名序の存在からみて、十日は重陽後宴としての和歌会であつたのかも知れない。十一日の雅事については記載がない。両日に渉るのであれば、披露は十一日であつたのであらう。管絃も不明であり、現存資料の上では、一応舟遊・和歌会とみて置かう。同じ法皇・天皇による2は和歌会があり、3は舞楽管絃がある。6は春の花道遙の途次到大井河辺に立寄られたもので、これは大井河行幸の範囲から省いても差支へあるまい。7の寛和二年円融法皇の大井河御幸にいたつて、はじめて具体的に「管絃詩歌各異其舟」といふ三舟の設けが資料的に明示される（詩歌、共題）。これが「公任乗三舟支度也」として、三船之才を誇示・讃美されるものとゝなる。

これらに対し、承保三年十月の白河院大井河行幸は、院御製の詞書後拾遺集に「今上みかりのついでに大井河にみゆきせさせ給ふ」とあり、扶桑略記等にも「行幸大井河、御鷹道遙也」とある。これらの記述では狩獵行幸にむしろ重点が置かれてゐる。諸資料（扶桑略記・十三代要略・本朝統文粹・古今著聞集・十訓抄等）によりその盛儀をみると、まづ嵯峨野に於て鷹犬の獵、放鷹楽を奏し、梅津に至り、こゝに行宮を設けて、関白以下の公卿侍臣は、こゝから三舟に別れて乗船したといふ。この時に権中納言源経信が、故意に遅参しててぢかの管絃の舟に乗り、詩歌共に献じ三船之才を誇つたといふ説話（古今著聞集・十訓抄）、また井戸部の次官秋宗が笛の上手のため拔擢され、惟季

竜頭の舟とともに鶴首の舟の笛を仕つたが、笛を川に落し鶴首のみは案が出来ず面目を失つた^{抄十訓}等の話が流布し、「今日の宴いみじき事なれば」の意識は、当時後代ともに強かつた催しであらう。

このやうにみてくると、承保三年の大井河行幸は、規模としては従来の要素を総合した、眺望舟遊・詩歌管絃を具備する遊覧行幸であり、一つには狩獵行幸（野行幸）と遊宴行幸を兼ね備へてゐることが知られるのである。

こゝろみに、中古における狩獵行幸の例をみると、稿者の見る限りでは醍醐治政以降は記録に記されるものではなく、延喜期前後のものとしては

- 1 昌泰元年十月廿日・閏十月一日 宇多上皇城外遊獵、つゞいて片野・大和宮滝・河内・竜田山・難波等遊幸 日本紀略・扶桑略記・古今集・後撰集・素性集等
- 2 延喜十八年十月十九日 醍醐天皇北野放鷹行幸 西宮記・貞信公記・新儀式・躬恒集等
- 3 延長四年十一月六日 醍醐天皇北野放鷹行幸 西宮記・貞信公記・新儀式等
- 4 延長六年十二月五日 醍醐天皇大原野放鷹行幸 西宮記・新儀式・扶桑略記等

の四ヶ度がある。とくに3は延長四年十月十九日の醍醐天皇・宇多法皇大井河行幸の直後である。延喜の錯誤と推定したが、延長之旧則の意識の底には、延喜と延長とを混然とした大井河行幸と、すぐ後のこの北野放鷹行幸、また醍醐治政下々の狩獵行幸があつたのではあるまいか。さらにいへば、師房の序に比較された中国天子の巡行、我国に經學とともにもたらされ、万葉集・六国史等にみられる、天皇親政下の古代

帝王の巡幸の精神が、意識下になかつたであらうか。かゝる巡幸が、醍醐治政以降に断絶してゐることも、この意識の復活を十分想像させられることである。これにより「承保之新儀」とは、規模において遊覧行幸と狩獵行幸との総合とみたい。

白河院治政の目途は、後三条院の意図を継承し、摂関体制の排除、天皇親政の具現——そこにいくつかの屈折があつて院政となる——にあつたことは、専門研究者の説かれるところである。この場合、具体的な理想を、過去のどの時点、どの治政にむけたかは、またいろいろと説かれてゐる。しかし極めて常識的なことではあるが、本朝文粹卷六によると、正暦四年^{九九}正月に文章博士大江匡衡は申状、「請、特蒙鴻慈、因准先例、兼任并官・左右衛門權佐・大學頭等、申佗官替状」において、方今当今莅民之後、聖宰輔政以来、近訪延喜天曆之故事、遠問周室漢家之遺風、と表現し、平安後期の政治理想は、觀念的であらうとも延喜天曆の治であることを示してゐる。またつゞいて

去秋遇重陽之宴、誇文道之已興、今春見朝拜之儀、感聖代之復旧、繇是詩書仁義之路、昭然就日、礼楽儒雅之林、靡然向風、興廢繼絶、不亦悦乎、

とある。崩壊したとはいへ、律令制下に、その教養の素地を、四道の修得から得た中古貴族にとつては、礼楽興つて治政調ふ、あるひは朝儀文

道の興隆は聖代の具現を示すといふ、経学的思想は底流をなしてゐたものと思はれる。

このようにみえてくると、師房の序の「高追延長之旧則、重開承保之新儀」とは、醍醐治政の精神を目途として、朝儀・巡幸・文道を具体的に形象化する意識であらうと推定されるのである。

五、

延喜七年九月大井河行幸和歌からは、貫之、躬恒の二首が古今集に入集してゐることは、前記した通りである。古今集は真名序によれば延喜五年四月に「所奉之歌」を部類せしめる再度の詔が下つてゐる。^(注1) 奏覧年次が何時かは別として、後代から結果的にみると、延喜五年四月部類下命——延喜七年九月大井河行幸和歌——完成奏覧の図式が考へられる。

ところが、白河院治政最末の応徳三年一〇九月に、藤原通俊により後拾遺和歌集が奏覧されてゐる。この後拾遺集の撰集経緯については、古来問題があり、最近も諸説あつたが、目録後序の発見により、上野理氏は承保二年九月に通俊に撰集下命があつたとされてゐる。^(注2) 後拾遺集の成立に究第二。しかしながら、時代の遡る文献程異説をとなへ、またその間の事情にも疑問を生ずる点が多い。いま念のため、後拾遺集の撰集経緯を、現存資料により再検討してみたい。

1 後拾遺集序 通俊
応徳三年九月十六日

(承保二年撰集下命)

……遂におほむ遊びのあまりに、しき島をやまと歌集めさせたまふ

ことあり……仰を承はれる我等、あしたにみことのりを承はり、夕べにのべ給ふ事誠にしげし、この仰、心にかゝりて思ひながら、年を送る事、こゝのかへりの春秋になりにつけり、いぬる応徳の始の年、夏みな月の二十日余りのころほひ、やくらの司に備はりて五日の暇もさまたげなし、そのかみの仰を、老曾の森に思ひたまへて……

2 後拾遺倭歌抄序 目録序 通俊
寛治元年八月

(承保二年九月下命) 通俊、承保二
正、任左少弁

承保之比予為侍中、季秋之天、夜閑風涼矣、于時再漏漸轉、松容曰奏事、及和語、須臾命曰、倭歌我國習俗、世治則興、平城天王修万葉集、花山法皇撰拾遺抄、編次之道永々而存、汝等篇目於數家之嘉什、備覧於万機之余暇、事出勅言、莫不服膺……

3 袋草紙 上卷
清輔

(承保之比下命・私撰説)

後拾遺抄 和歌 通俊卿一人撰之、如序承保之比奉之、^(頭季) 應徳三年九月十六日奏之、其間及十有年……〔頭註、故將作語云、件撰集事無受也、唯如此物ヲ仕タル号仰ト云シカバ、心ト仰畢云々、捍世間歟〕

……于時有経信匡房者、此道英才先達也、不奉之、如何、但或人云、私撰之後、取御気色云々、……此集流布之後、更被直之由見目録序……有目録、^(通俊) 即礼部之撰歟

4 和歌現在書目録 清輔等
仁安年間

(承保之比下命)

後拾遺和歌集……右治部卿通俊為五品侍中之間、承保之比奉勅命撰之、^(有序) 應徳三年九月十六日奏之、寛治元年八月重献目録

5 八雲御抄 二
順徳院

(承保比始、私撰説)

撰集……後拾遺 応徳三年九月十六日通俊卿撰進之、事次通俊所望之撰云々、承保比始之、寛治元年又申出注之

6 和歌色葉上覚

(私撰説)

白河院の治天に治部卿通俊後拾遺を抄し、宣旨をぞ申ける

7 代集弘安年間

(承保のころ)

後拾遺……もくろくの序あり、かな序也……承保のころ勅をうけ給て、応徳三年九月十六日ニ奏覧、十余年に撰すとみえたり……

8 代々和歌部立九大本 康応元年六月

(承保二年九月下命)

後拾遺集……承保二年乙卯九月内々直蒙勅定、丙寅九月十日奏之、

9 拾芥抄上洞院公賢

(承保二年九月勅書奉命)

後拾遺集廿卷千二百十八首 応徳三年丙寅九月十六日、中納言通俊卿撰進之、事次通俊卿所望撰云々、承保比始之、寛治元年申出又注之、有

序假名通俊書之……私勘云、承保二年九月書出、勅書雖奉詔命、被妨公務不及撰集、

応徳元年六月以後撰之、同三年九月十六日撰畢、同十月中旬比奏覧了、同十一月堀河院受禪後披露、翌年寛治元年二月勅召見、同八月奏目錄序……

以上のほか歴代和歌勅撰考は、8代々と和歌部立と類似内容の勅撰次第、同一本・勅撰目錄等を引用してゐる。以上の資料により推定されることは、私撰説の根源は藤原清輔にあることである。清輔は目錄および序を見ながら、祖父顯季等のある意味の通俊勅撰強要説の影響をうけ、また

歌人歌学者として、経信・匡房等の存在を意識しすぎ、「有目錄、即礼部之撰歟」と目錄序の信憑性を疑つてゐるかの如きである。従つて撰集下命の時点も仮名序により、概括的に「如序承保之比」としてゐる。この二点が八雲御抄・和歌色葉等に継承される。しかし南北朝期の8代々と和歌部立は、明らかに目錄序による記載であり、9の洞院公賢も、袋草紙以来の私撰説を紹介しながらも、「私勘云」として、仮名序・目錄序・諸本奥書等の内容検討の結果と思はれる詳しい撰集経緯を記してゐる。これらから見ても、少くとも南北朝期頃から、目錄および同序がふたたび人々の目にふれたものと思はれる。

このように事情が判明すると、後拾遺集の撰集経緯は、通俊側の仮名序・目錄序により洞院公賢等が勘案した承保二年九月「内々直蒙勅定」から寛治元年八月「奏目錄序」に至る過程が一であり、第三者側の応徳三年九月撰集完了後の勅撰要請説の二となる。

しかしながら目錄序は、下命・奏覧の当事者たる白河院に対するいはば上表文である。その点から事実の創作は許されなと思はれる。従つて承保二年九月の通俊に対する「汝挙篇目於数家之嘉什、備覧於万機之余暇」の勅言は否定出来ない。一方、この時点における通俊は、白河院近臣といつても二十九才の五位左少弁であり、歌壇の実績のないことは諸家の説かれるとほりである。上野理氏は、承保二年九月下命と、私撰説の矛盾する二つの事実を事実として認め、「後拾遺集の奉勅から奏覧に到る勅撰の事業は、勅撰か私撰かわからないほど、通俊の主體的な

活動による部分が大きかつた」とのべられ、つゞいて目録序の下命事情に言及され、「これも通俊の言葉に動かされ、在位中に勅撰集を作ろうという程度のことではなかつたろうか」とされ、後拾遺集の成立は「後拾遺集は、革新政治家や歌壇の主流を占めるにいたつた新しい歌人の要請によるものであるから、後拾遺集の撰者は第一に彼等（天皇をも含めて）の支持を得られるものでなければならぬ」とし、通俊の妥当性とその主体性を、当時の政治と歌壇の面から立証されてゐる（後拾遺集成立における撰者の役割）

文学・語学
学廿一号

しかしながら、目録序発見以前の論文ではあるが、井上宗雄氏の（承暦前後後拾遺集の撰進 平安朝文学研究創刊号）の説も傾聴すべきである。すなはち、今鏡（すべの）の記述「唐国の歌をも翫ばせ給へり、朗詠集に入りたる詩の残りの句を四韻ながらたづね具せさせ給ふことも思しよりて、匡房の中納言なむ集められ侍りける」を傍証とされて、「天皇は座右に置いて愛誦する朗詠集などをも撰ばせている点などから考えて、和歌においても始めから公式的な勅撰集を選進すべしというような意図を持っていたかどうかは疑問である。」といはれてゐる。（注2）これは今日、目録序の本文が判つて「汝筆篇目於数家之嘉什、備叙覧於万機之余暇」の勅言が通俊に下つたことが明らかであつても、可能な考察であり、この延長は十余年の空白を含めて通俊の勅撰要請説とならう。

一般的に云つて「当時、歌壇の第一人者は、源経信で、（承保二年、経信は年令からも、）

（推中納言六十一歳）
進歩的の歌人である点からも、勅撰集の撰者としては最もふさはしい人であつたが、何故か二十九才の若冠通俊に撰集の下命があつた」（日本文学史 中古）

後期勅撰集を代表とする疑問は、院政期より現在まで継続してゐるもの（松田武夫氏）である。袋草紙にもみられる如く、また八雲御抄の「天気よりおこらず

通俊これを申し行へり」の考え方は、前記井上氏の勅撰要請説となる。

これに対し、村瀬敏夫氏（白河院と通俊 国文学研究第十四輯）等は、白河院の政治理想の具現として、撰関家に近い経信を意識的に排除し、近臣の通俊に下

命されたと推定される。しかしながら、通俊が、五位左少弁二十九才であること、歌壇の実績は兄通宗にも及ばなかつたことは客観的事実である。今しばらく目録序を検討してみよう。

序の「松容曰奏事、及和語、須叟命曰」の表現からは、南北朝期以降の諸書にみられる「内々直蒙勅定」であり、上野氏等のいはれる如く、公式的なものでなく、院・近習閑談の間、あるひは通俊の弁官としての事務報告後の雑談の間であらう。しかしこの勅定の白河院の意図と通俊の受容の仕方が問題とならう。

つゞいて白河院の言として「倭調我国習俗、世治則興、平城天王修万葉集、花山法皇撰拾遺抄、編次之道永々而存、汝筆篇目於数家之嘉什、備叙覧於万機之余暇」とある。まづ1の表現は、仮名序の「奈良の帝は万葉集二十巻を撰びて、常の遊びものとしたまへり、……花山の法皇はさきの二つの集に入らざるうたを取りひろひて拾遺集と名づけたまへり」と照応し、奈良・延喜・村上・花山とつゞく勅撰を云つたとすれば

問題はない。しかし仮名序においても、拾遺集は、他の三集が「撰び伝へ」と天皇の意志を示すに對し、「取りひろひ」として花山法皇の親撰を表現してゐる。目録序の表現を、直前の花山法皇親撰の拾遺抄（集）を意識した院の發言としたら如何であらうか。また2も仮名序の3に對應するとすれば明らかに通俊に對する勅撰下命であらう。しかしこれも、古今集真名序の第一次詔「爰詔……忠岑等、各献家集竝古来旧歌」に内容的に類似し、最終部類までの勅撰下命としては、表現が軽いとも考へられる。^(注2)こゝで考へられるのは、通俊が「事出勅言、莫不服膺」と云つた当初の勅言の内容は、白河院が花山院にならひ、将来の勅撰集親撰を企図され、その資料蒐集の助手協力者として、その旨を通俊に下命されたのではないかといふ推定である。これは、前記した袋草紙の頭注——これがどのやうな操作で加へられたか不明であるが——の、^(注3)頭季^{當時從五位下左兵衛輔佐兼讀岐守二十二才}の發言も、下命から撰進までの十余年の空白も傍証とならうし、また通俊の撰集作業の開始と期を同じくし、応徳元年九月二十二日中宮賢子の崩御による「主上悲泣、数日不召御膳」「主上悶絶、天下騒動」「帝依含悲、久絶世上風波、誠是希代事焉」^{扶桑略記}の結果、公事・雅事に興味を失はれたことも傍証とならう。親撰の御意図が、通俊の撰に變る接点は、この中宮崩御に求められようが、これは仮説であつて、更に後考を期したい。

注1 承保の時点で、古今集の成立をどう見ていたか判らないが、袋草紙にも延喜七年九月大井河行幸和歌二首、延喜十三年亭子院歌合歌二首の入集を例

として決めかね、仲実の古今集目録に「後日令上奏」とある。当時は古今集序の時点延喜五年四月を奏覽時点とは見ていなかったと思はれる。
注2 この井上説等の一つの傍証となるのは、「天曆以往邇三代之明王、降勅恢效道、四人之歌仙奉詔献家集」（能因法師集序）また「円融太上法皇の在位のすゑに勅ありて家集をめす、今上花山聖代また勅ありておなじき集をめす」（西本願寺本能宣集序）等に表示される、村上、円融、花山三代にわたる私家集の勅命による撰上である。

六

承保二年といへば、白河院は二十三才の青年君主として、父、後三条院の意図をうけ、治政に對し烈しい理想に燃え、実行を期してゐた時期であらう。その季秋九月に、二十九才の側近通俊に撰集意図の下命があつたことになる。しかも目録序によれば、院の言葉として「倭歌我國習俗、世治則興」とあることは注目すべきであらう。

白河院は受禅後、半年に充たぬ延久五年五月七日に、後三条院の崩御に際し、諒闇期間を一ケ年とすれば、積極的な治政・文化活動はこの時点までに、一年数ヶ月の期間があるに過ぎない。こゝろみに和歌に限つても、この間の公的な催しは、承保二年四月清凉殿歌会^{歴代皇紀・玉葉集大納言経信集}のみで、かへつて皇子敦文親王の五十日儀^{承保二・二〇・正・二〇・二〇}も「有管絃遊、無和歌」^{水左記}、東宮実仁親王着袴の儀^{承保二・二〇・八・十六}も「今夜無歌笛御遊」^{水左記}であつた。これによつて「世治則興」の表現は、和歌の盛んな事象をふまへて發言されたものではないことが知られる。

ところが老耄の関白教通^{承保二・九・廿五薨八十才}に代り、事実上の摂関家の当主

であつた左大臣師実には、次の雅遊が知られてゐる。

。承保二年九月十日天晴、此日左府泛遊大井河、有管絃和歌事、於大井出題、桂第而講之、有序代、作者有綱朝臣

水左(金葉集・大納言經信集)

。承保二年九月十三日晴、及秉燭於左府有和歌事、題云月照菊花題者講師式部大輔実綱朝臣也、無序、上達部殿上人等數十輩所被合也、

子刻許事各退出

水左(大納言經信集)

公卿・殿上人数十輩を率ひ、大井に遊び、自邸に雅会を催した師実の意識には、かつての道長時代の摂関家の盛大な雅遊があつたのであらう。

その直後の九月十七日には、中宮賢子の方において和歌会が催され

(師実)

た。「題云菊契遐年、序題東宮学士匡房也、左相府以下上達部殿上人其数参会」水左と記されてゐる。賢子は源頭房の女であるが、藤原師実の養女として入内してゐる。子女の後宮を後見して、雅会を催すのは、道

長・頼通以来の常例であり、これも師実の意に出たものと考へられる。

これに対し、内裏側でも、日次は判らないが同じ九月に殿上歌合を催してゐる廿卷本断簡・書陵部本・新拾遺集。この歌合は院側近の内々の雅会と思はれ、公

定二七才正四位・通俊等の四位五位の白河院近習と、国仲・孝清等の六位蔵人達十四人であつた。そこには関白師実家女房の歌合企画を、「有

過差聞」によつて停止させたり百鍊抄永保三、年壬六月二日、師実の大井河逍遙を「依宣

被留」後二条師通記、永保三年十月十二日れた、毅然たる白河院の外面的姿勢はまだ見うけられない。青壯の側近を擁しうちに潜め満を持した意識と推定される。

従つてこの九月の殿上歌合は、同月の通俊に対する撰集意図の下命とは

無関係のものではなく、また師実側の雅遊の具現に対し、意識の上で密着するものであらうと思はれる。このやうに考へれば、白河院の通俊に対する撰集意図の下命が、須叟の間であり、院と側近のみの内々事で、その時点の摂関側に知られなかつた事も諒察されるし、かへつて烈しい情熱であつたらう事も推定される。

以上により、白河院の「和歌我國習俗、世治則興」は、現実の事象をふまへたものではなく、意識が先行し、かゝる事象を起さうとした意欲と推定したい。摂関体制を否定すれば、院自らが実践しなければならぬ。あたかも延喜・天曆の聖代には古今・後撰の二集があり、拾遺集は花山院の親撰と考へられてゐた。こゝにも白河院の勅撰集親撰企図の可能性が生じてくると思はれる。

一方、承保三年十月の大井河行幸は、醍醐治政を理想とし、その精神の形象化としての、延喜七年九月の大井河行幸の規模・発想の拡大具現であらうことは前述した通りである。また延喜時点で、醍醐聖代の治政の結果としての、文学事象をみると、古今集撰集下命―延喜七年大井河行幸和歌―奏覧の図式が、結果的に成立することも前言した。

承保二年九月の撰集意図下命が、師実家―道長以来の摂関家が雅事に対してとつてゐたリーダーシップに対する、アンチテーゼの始点と考へれば、承保三年の大井河行幸は、前年の師実の大井河逍遙と意識的に無関係ではなからう。承保三年の大井河行幸は、承保二年九月の撰集意

集	卷 名	序	卷一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
古今集	假名序		春	夏	秋	冬	賀	離別	羈旅	物名			恋				哀傷	雜	雜	雜	御歌等 大歌所	真名序
後撰集	ナシ		春	夏	秋	冬							恋				雜			離別	賀	ナシ
拾遺集	ナシ		春	夏	秋	冬	賀	別	物名	雜	神樂哥		恋				雜	雜	雜	雜	哀傷	ナシ
後拾遺集	假名序		春	夏	秋	冬	賀	別	羈旅	哀傷			恋				雜	雜	雜		神祇等	後録序

図下命と、発想としては同一基盤にたつものと考へられるのである。そしてそれは、古今集における延喜七年大井河行幸との関係をそのまゝ援用し、後拾遺集においても意識して撰集意図について催されたものとも考へられる。後拾遺集が古今集をどのように意識し、範としてゐるか、それは詳細な比較の結果をまたなければならぬであらう。しかし、簡単に比較できるのは、その部立構造である。こゝろみに、古今・後撰・拾遺・後拾遺の四集を比較すると上表の如くである。一見して後撰・拾遺二集に比し、後拾遺集が形態的に古今集に類似してゐることに気づくと思はれる。

このやうにして、白河院の治政初期における和歌は、意識して方向づけられた、治政の具現としての文道の興隆であらうと思はれる。従つて承保二年九月の撰集意図——親撰か、近習層の代表としての通俊かを問はず——の下命と、翌三年の大井河行幸は、醍醐治政を理想とし、古今集を目的としての意識的な具現であらうと考へられる。

(一九六四・七)